

岩手県告示第745号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 処分をした年月日 平成23年11月22日
  - （2） 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社久慈商店
    - イ 主たる営業所の所在地 久慈市侍浜町本町第9地割35番地
    - ウ 代表者の氏名 久慈るみ子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第9074号
  - （3） 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - （4） 処分の原因となった事実 平成23年11月22日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日 平成23年11月30日
  - （2） 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 浅沼建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市大迫町大迫第3地割138番地
    - ウ 代表者の氏名 浅沼貞治
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-20）第1697号
  - （3） 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - （4） 処分の原因となった事実 平成23年11月28日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。